

紅村文雄著「港湾法と名古屋港の管理運営」

北見俊郎

(青山学院大学)

1. はじめに（著者とその背景）

本書「港湾法と名古屋港の管理運営」は、著者紅村文雄氏の長年に亘る名古屋港管理組合専任副管理者としての数多い業績の軌跡を示すと共に実際に名古屋港経営の責務にあって、名古屋港を今日あらした貴重な経験を、理論的、且つ実証的に集大成された意義深い文献である。

同氏は、推薦の辞（前運輸省港湾局長、吉村真事氏）、序文（日本港湾協会々長、佐藤肇氏）にもあるように、「かって運輸省在官中は港湾局管理課長の職にもあり、昭和43年以来14年間名古屋港管理組合の専任副管理者として、名古屋港の整備充実に情熱を傾注してこられ、とりわけ、同港を外貿定期船の拠点港とすべく、京浜、阪神両外貿埠頭公団に対応する組織として港湾管理者と船会社との共同出資による名古屋港コンテナ埠頭株式会社の創立とその育成に尽力され、名古屋港の今日の隆盛に大きく貢献された……」（吉村氏）のみならず、「初代専任副管理者の故前田一三氏、二代紅村文雄氏と錚々たる人材が続いており、しかも長期に亘ってその職にあった。…………後継者紅村氏は運輸行政の練達者、港湾局管理課長の経験者としてこの港の将来のために近代的管理運営の機構を確立したといい得るであろう。…………氏の発案である名古屋港コンテナ埠頭株式会社はコンテナ埠頭運営問題を見事に解決し今や名古屋港の国際定期船港としての地位を不動のものとしている。次いでフェリー埠頭公団の創立、さらには他港に魁けての船舶入出港管理システムの採用等今日の名古屋港の管理運営を卓抜なものたらしめている事例は数多いことであろう。」（佐藤氏）。さらに著者の業績で特筆される点は、昭和56年5月に名古屋で開催された「国際港湾協会第12回総会」であり、これは「紅村氏の名古屋港に対する記念すべき贈物となつたであろう」とされている。

以上は、主として本書の推薦の辞や序文の一端をもって著者のプロフィルを紹介したものであるが、著者は昭和17年東京大学法学部卒業以来、戦中・戦後の40余年の長きに亘り、運輸省関係各課の課長等をはじめ、海上保安本部長、運輸大臣官房統計調

査部長、気象庁次長を歴任され、昭和43年に前記の名古屋港にて副管理者をはじめ、コンテナ、鉄鋼、フェリー等の各社の社長をも兼任されてこられた。また、わが国では、実際に管理の責任者の長は一般的に土木技術者であるのに対し、紅村氏は社会科学を専攻されている。こうした著者の略歴と業績が、実はそのまま本書の背景になってしまっており、豊富な行政的・運営的経験をふまえながら、一方においては、わが国経済・社会の基本的性格に明晰な眼をむけられ、理論と実践を見事に体系化されている。この御労作は、著者が管理組合を去るに及んでのモニュメントであるばかりでなく、学会にとっても貴重なドキュメンタリ・モニュメントであるといえる。

2. 本書の構成と内容

まず、本書の構成と内容の概要を目次によって述べると次のようである。

はしがき

第1章 港湾法の考え方

第2章 名古屋港管理組合の生い立ちと歩み

第3章 名古屋港の管理運営

(1) 昭和42年までの名古屋港の沿革

(2) 港湾機能の近代化と港勢の進展

(3) コミュニティリレイションの改善

(4) 公企業体的管理

(5) 国際港湾社会との交流

(附) 資料

はしがきにおいて述べたように、本書は著者の長年に亘る経験と豊かな学殖が融合されており、政策実践の侧面から港湾管理運営のあり方を論理的に示している。第1章の「港湾法の考え方」は、名古屋港の管理運営におけるさまざまな新しい試みの理論的拠点として、港湾法の理念を展開される。港湾管理者の役割、地方自治や民意の尊重、さらに欧米におけるポート・オーソリティの非営利性、非政治性、経済的独立性の三元則の導入と利点を確認しながらも「港務局の普及が見受けられないのは、我が国港湾の使用料が最近まで余りにも低位に抑えられ、独立採算という観念を生み出すには程遠いものであった…………」(P. 6) をはじめ「さらにより根本的には港湾のみならず一般に公共的施設又は役務全般について、社会的に利用者負担の原則の認識が薄いこと…………外国のそれのようにサービス提供という観念は薄く、公物管理の行政権限としての感覚の方が強いということが挙げられよう。」(P. 6~7) したがって「港務局」を地方公共団体と認めがたいとする自治省の見解、さらには運輸

省港湾局は技術者等の陣容が整備されていても、量も重要な管理運営政策を論ずるエキスパートが形成されにくいといった事情等が、「港務局」の制度上の大きな政策的課題であるとされる。「港湾法」は国際的にも通用するものであり、その基本的精神を離れることなく「港務局」の普及を強く要請されている。

こうした「港湾法の考え方」に立脚して、第2章の名古屋港管理組合の史的考察に及ぶが、とくに「港湾法」施行前後の事情をふくめ、昭和26年9月8日に「名古屋港管理組合」が特別地方公共団体として設立されるゆきさつが詳細に述べられている。これはわが国主要港にあって、新しい内容を示すものでもあり、それだけにさまざまな問題を残すとしても秋山竜氏の「名古屋港」（月刊）への一文をもって名古屋港管理組合の歩みの適切さを示される。つまり港湾は単なる公物行政にとどまるものではなく、公企業体としての独立しうる諸条件が必要とされる。もっとも痛切に感じられる点は日本の港湾に「経営意思」が欠如していたことであるとされる。こうして「我が国独特の行政的官僚的気候風土から港湾法の精神が充分生かされるとは思わない。然るに当名古屋港においては………港湾法の精神を充分に生かした港湾経営を推進して来られた。設立以来、実質上の経営者である副管理者にも人を得、その人々の能力発揮についても充分配慮せられ実績を挙げておられる………」（P.28-29）とし港勢の発展と地域社会への貢献を高く評価されている。

第3章の「名古屋港の管理運営」は本書の中核的部分を占めるものとも思われ、名古屋港の歴史から説かれる。宮の渡し、熱田港時代、国際港へ、という系譜が絵図をふくめて興味深い。「港湾機能の近代化と港勢の進展」ではもっと多くの頁をあてて、輸送革新の中でおくれをとった名古屋港がいかにコンテナ輸送の体制づくりを仕遂げて行ったか。とくに著者が当時の外貿ふ頭公團方式とは別な新しい特許会社方式による名古屋コンテ埠頭会社の形成にこぎつけるまでの、行政、地元、船社等々への接衝、紛糾曲折、さまざまな努力がドキュメンタリータッチで再現され、実際の港湾政策の実体というものを教えるに充分である。しかもその理念は「港湾法」の基本理念で貫かれ、民間資本の導入と新しい経営の実体をつくりあげたことは、港湾近代化の上でも大きな業績といわねばならない。それにひきつづいて名古屋フェリー埠頭公社の誕生、港湾計画の方針等が相まって、国際貿易港としての著しい進展となつた。

「コミュニティイリレーションの改善」と「公企業体的管理」の二項は基本的に地域社会・経済性の原則等を尊重した、いわば近代的な港湾経営の先駆を示すものとして高く評価される。そこでは名古屋の地域経済への貢献と地域社会への環境改善が国際的な視野を背景にして広範囲に実現されつつある。地域住民を背景にした公企業体として財政基盤の強化、ポート・セールスの実績、料金の適正化、等々経営化の実体を一つ一つ着実に形成しつつある。

名古屋港における新しい方向付けの背景は、すでにふれたように著者のグローバルな視角や鋭い感覚による点が大きいように思われる。この点が最後の「国際港湾社会との交流」によく表現されている。とくに著者と IAPH（国際港湾協会）の関係は深く、昭和52年には創立25周年記念の総会が、名古屋港管理組合を中心にして盛大に開催され、幾多の業績を印したことでも特筆されることであると共に、港湾本来の国際性に関しても大きな問題提起を行った。

3. 本書の特性と意義

紙幅の都合で、本書の意とする点を充分に述べることができなかつた恨みが残るが、すでに述べたように本書は、抽象的な理論体系よりも、著者が実際に現実の港湾管理運営問題と身をもつて格闘した政策実践の貴重な軌跡を集大成されたもので、むしろその中より、地についた理論性を逆に教えられる好著である。さらに、ここでは、直接的には名古屋港が研究対象になってはいるが、内容的には、わが国港湾全体にとってのモデルとして大きな意義を与える。

とくに「港湾法」の理念と名古屋港は、名古屋港管理組合の形成と背景に示されるようにわが国でもっとも特徴的な関係を示すものであり、ひいてはわが国港湾の近代化への指針ともなりうるものと思われる。私は日頃考えているわが国港湾の経営化－近代化の方向というものを、生々しい本書によって、はじめて実態的に教えられ、その実態をもとにしてこそ理論が形成されるものであることを強く感銘づけられた。これもすでに述べたように、将に良き著者を得たためであって、著者の業績がそのまま本書への高い評価とつらなる文献として、港湾研究者のみならず広く港湾人によってたんねんに読まれることを望むものである。

（日本港湾協会発行、昭和57年4月、A5判・176頁・資料をふくむ。定価3,000円）